



## 宍粟市妊婦健康診査費助成券の使い方

### 助成限度額

妊婦健康診査の受診回数14回まで、助成限度額は母子手帳交付日より以下のとおりです。

- ・ 助成金額108,000円以内（令和7年4月1日以降の母子手帳交付者）
- ・ 助成金額93,000円以内（令和7年3月31日以前の母子手帳交付者）

### 助成券交付枚数

助成券の交付枚数は、母子手帳交付日より次のとおりです。

- ・ 5,000円券14枚、1,000円券38枚（令和7年4月1日以降の母子手帳交付者）
  - ・ 5,000円券14枚、1,000円券23枚（令和7年3月31日以前の母子手帳交付者）
- ※妊娠後に宍粟市に転入された方は、助成券の交付枚数が異なる場合があります。（ウラ面参照）

### 助成券の使い方

- ・ 妊婦健診1回につき、5,000円券を必ず1枚使用してください。
- ・ 1,000円券のみの使用はできません。
- ・ 妊婦健診費用の全額を助成券のみで支払った場合、お釣りは出ません。

【例】請求額が6,500円の場合のお支払い方法

- ・ 5,000円券1枚 + 1,000円券2枚 = 7,000円 でお支払い可（お釣りなし）
- ・ 5,000円券1枚 + 1,000円券1枚 + 1,000円札 = 7,000円 でお支払い可（お釣り500円）
- ・ 5,000円券1枚 + 1,000円券1枚 + 500円玉 = 6,500円 でお支払い可
- ・ 1,000円券7枚 = 7,000円 ではお支払い不可

### 助成券が使える医療機関

助成券は、兵庫県内の指定された医療機関でのみ使用できます。

### 助成券が使えない医療機関等で受診される場合

兵庫県内の指定外の医療機関や兵庫県外の医療機関では、本助成券は使用できません。

一旦、受診医療機関へ、ご自身の負担で受診費用をお支払いください。

産後に償還払いを申請することで、領収書記載の金額のうち、妊婦健康診査の助成対象となる部分の金額について、未使用の助成券残数に応じた上限額の範囲内で助成を受けることができます。

未使用の助成券、領収書、受診明細書は大切に保管してください。

※申請期限があります。お早めに申請ください。申請方法はお知らせチラシをご覧ください。

### 助成券の交付前にすでに妊婦健康診査を自費で受診した分がある場合

出産等の後、上記と同様に償還払いの申請をすることで助成を受けることができます。

未使用の助成券、領収書、受診明細書は大切に保管してください。

※申請期限があります。お早めに申請ください。申請方法はお知らせチラシをご覧ください。



## その他の注意事項

- ・ 妊娠判定の費用、保険診療分の費用、出産費用は対象となりません。
- ・ 宍粟市に住民票がある間の受診が対象になります。  
※転出する場合、転出日以降（転出先住定日の当日以降）の受診は対象外です。
- ・ 宍粟市から転出する場合、助成券が残っている場合は市窓口に戻してください。
- ・ 助成券の再発行は致しません。
  
- ・ その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。



## お問い合わせ先

- 宍粟市保健福祉課 電話：0790-62-1000（市役所北庁舎3階）  
一宮保健福祉課 電話：0790-72-2100（いちのぴあ1階）  
波賀保健福祉課 電話：0790-75-8800（はがてらす2階）  
千種保健福祉課 電話：0790-76-8600（エーガイヤ1階）



## 妊娠後に宍粟市に転入された方へ

転入日における妊娠週数で5000円券の交付枚数が異なります。（1000円券は変更なし）

【例】 転入日において妊娠週数が24週だった場合

- ・ 5000円券の交付枚数は10枚

転入日から助成券を受け取られる日までに妊婦健康診査を受診されている場合

- ・ 1ページ目最下部と同じく、償還払いの申請をすることで助成を受けることができます。

【例】 5月1日に転入し、2回受診後、6月10日に助成券を受け取られた場合

- ・ 全ての妊婦健康診査終了後の助成券の残数により、次の3パターンの例示のとおり助成を受けられます。
- ・
  - ① 5000円券2枚、1000円券5枚  
→2回の受診のどちらも助成金の支払対象です。
  - ② 5000円券1枚、1000円券10枚  
→2回の受診のうちいずれか1回のみ助成金の支払対象です。
  - ③ 5000円券0枚、1000円券15枚  
→2回の受診のどちらも助成金の支払対象にはなりません。

以上の3パターンは、いずれも残った助成券の額面は同じ15000円ですが、5000円券の残数で助成対象となる範囲が異なりますのでご注意ください。